

許可(法 § 43)申請事項

<p>1 申請書</p>	<p>(1) 住所・氏名 ・住民票上のものとする。 申請者が法人の場合は、登記簿上のものとする。</p> <p>(2) 所在・番地 ・土地登記簿により全筆記入すること。</p> <p>(3) 地目 ・登記簿登記地目を記入すること。</p> <p>(4) 面積 ・登記簿登記面積を記入すること。 ・実測面積(小数点第2位まで明示)すること。 ・道路後退線がある場合は、後退線面積も併せて明示すること。</p> <p>(5) 建築しようとする建築物用途 ・建物用途(配置図にも同じ用途)を明示すること。</p> <p>(6) 既存の建築物用途 ・既存建物用途(配置図にも同じ用途)を明示すること。</p> <p>(7) 該当条項 ・該当条項(号)・内容を明示すること。</p> <p>(8) その理由 ・申請に適合する要綱を明示すること。</p>	<p>6 土地の登記事項証明書</p>	<p>・受付日3ヶ月以内の法務局発行の証明書を添付すること。(全部事項証明書に限る)</p>
		<p>7 位置図</p>	<p>・方位・縮尺(2,500分の1以上)の都市計画図 ・敷地の位置・形状(申請地を色枠で明示) ・上記の縮尺の都市計画図がない場合は、これに代る案内図を添付すること。</p>
		<p>8 公図写</p>	<p>・法務局(登記所)保管のもの写し ・申請地の範囲を色枠で囲むこと。(少なくとも申請地の隣地まで転写) ・道路敷を赤色、水路敷を青色、「位置指定道路」は黄色で着色すること。 ・字界、小字、地番明示。 ・謄写場所名・謄写年月日明示。 ・方位・縮尺・転写者名 ・市町村受付日3ヶ月以内に謄写したものを添付すること。</p>
		<p>9 敷地現況図</p>	<p>・方位・縮尺(250分の1以上)・作成者名 ・申請敷地の範囲を色枠で囲み境界名を明示すること。(道・水路境界線は両側明示)(境界名:道路境界線、水路境界線、隣地境界線等明示すること。) ・接続道路・水路の種類及び幅員明示。(2項道路・法定外道路等) (なお、位置指定道路の場合は、指定年月日及び指定番号も明示すること) ・既存建築物・工作物(擁壁等)の明示。 ・地盤高(申請地及び隣地)明示。(基準点を設けた場合は位置明示) ・写真撮影位置・方向明示。</p>
<p>2 敷地概要書</p>	<p>様式第38号(要領第15関係)の書式に記入。</p>	<p>10 公的証明</p>	<p>・「許可証明書・適合証明書・建築確認通知・既存宅地確認証明等」申請内容によって建築用途に必要な公的証明書を添付すること。</p>
	<p>(1) 土地の現況等 ・土地登記簿・現況を記入し『権利の内容』は申請地に対する申請人の権利を記入。</p> <p>(2) 地盤改良等 ・地盤改良等がある場合に記入すること。 ・切土・盛土がある場合は面積及び最高値を記入すること。 ・地盤の状況等詳細に記入すること。</p> <p>(3) 下水排出等 ・流末まで調査し、放流先までの距離は申請地から算定すること。 ・道路・河川占用がある場合は、許可番号年月日又は申請番号年月日を記入。</p> <p>(4) 接続道路 ・全ての接続道路について記入すること。 ・路地状敷地がある場合はその距離及び幅員を( )内に記入すること。 ・位置指定等がある場合は、許可番号年月日又は申請番号年月日を記入。</p> <p>(5) その他 ・その他法令は、農地法等必要許可の手続きを記入。</p>	<p>11 配置図</p>	<p>・方位・縮尺(250分の1以上)・作成者名 ・申請敷地の範囲を色枠で囲み境界名を明示すること。(道・水路境界線は両側明示)(境界名:道路境界線、水路境界線、隣地境界線等明示すること。) なお、道路後退線がある場合はその旨も明示すること。 ・接続道路・水路の種類及び幅員明示。(2項道路・法定外道路等) (なお、位置指定道路の場合は、指定年月日及び指定番号も明示すること。) ・申請区域を確定するため区域区分工の設置・位置の明示。 ・建築物用途・工作物(擁壁等)の明示。(申請建築物・新設工作物はその旨明示) ・申請建物用途・敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率及び容積率明示。 ・道路・河川占用の要する場合は、許可年月日及び受付番号も明示すること。 ・地盤高(申請地及び隣地)明示。(基準点を設けた場合は位置明示) ・切土・盛土の有無明示。有りの場合(切土=黄色・盛土=赤色)着色。 なお、申請敷地面積が300㎡を超える場合は切土・盛土求積図を添付。 ・縦横断面線(申請建物上で切ること) なお、切土・盛土がある場合は、原則として最大部分を2方向切ること。</p>
<p>3 開発審査会 付議依頼書</p>	<p>様式第1号(要領第2関係)の書式に記入。 ・土地の登記簿により全筆記入すること。 ・登記簿登記面積、実測面積(小数点第2位まで明示)を記入すること。 ・建物の用途及び面積は、○造△階も記入すること。 ・備考には、農地法等必要許可の手続きを記入。</p>	<p>12 縦横断面図</p>	<p>・方位・縮尺(250分の1以上)・作成者名 ・境界名明示。(道・水路境界線は両側明示) なお、道路後退線がある場合はその旨も明示すること。 ・接続道路・水路の種類及び幅員明示。 ・建築物用途・工作物(擁壁等)の明示。(申請建築物・新設工作物はその旨明示) ・地盤高(申請地及び隣地)明示。 ・切土・盛土がある場合は、色塗りし、最大値を記入。</p>
<p>4 理由書</p>	<p>・建築を必要とする理由 ・資金計画・建築計画・申請者住所・氏名を記入。</p>		
<p>5 承諾書</p>	<p>・土地所有者と申請者が異なる場合は、土地所有者の承諾書添付。(自署又は押印)</p>		

許可(法 § 43)申請事項

13 構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺・作成者名</li> <li>新設見切工等工作物詳細断面図</li> </ul>																															
14 求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位・縮尺(250分の1以上)・作成者名</li> <li>原則として三斜求積又は座標求積による計算とする。</li> <li>道路後退線がある場合は、申請敷地と区分して求積すること。</li> <li>周囲の辺長明示。</li> </ul>																															
15 平面・立面図	<p>(1)平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方位・縮尺(250分の1以上)・作成者名</li> </ul> <p>(2)立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺(250分の1以上)・作成者名</li> <li>2方向以上明示すること。(建替え等許可条件により高さ明示。)</li> </ul>																															
16 写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>2方向以上(地盤の状況・接道・申請地境界等分かるもの。)</li> <li>申請敷地を色枠(赤色)で囲むこと。</li> <li>カラー写真(デジタル写真可・ポラロイド写真不可。)</li> </ul>																															
17 新旧対照表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途</th> <th>構造</th> <th>敷地面積</th> <th>建築面積</th> <th>延床面積</th> <th>建ぺい率</th> <th>容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新</td> <td></td> <td>造 階</td> <td rowspan="2">㎡</td> <td>㎡</td> <td>㎡</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>旧</td> <td></td> <td>造 階</td> <td>㎡</td> <td>㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倍率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>倍</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		用途	構造	敷地面積	建築面積	延床面積	建ぺい率	容積率	新		造 階	㎡	㎡	㎡	%	%	旧		造 階	㎡	㎡			倍率					倍		
	用途	構造	敷地面積	建築面積	延床面積	建ぺい率	容積率																									
新		造 階	㎡	㎡	㎡	%	%																									
旧		造 階		㎡	㎡																											
倍率					倍																											
18 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水、雑排水について隣地等を使用する場合は、使用承諾書を添付すること。</li> <li>線引き後の国土調査、合筆等により面積が変わり、又は公図と比べ申請地の位置及び形状が異なる場合はその事情を調査し必要に応じて旧公図等を添付すること。</li> <li>事前相談を行っている場合は事前相談回答書類を添付すること。</li> <li>その他、申請内容により添付書類を求める場合があります。</li> </ul>																															